

議案第 23 号

三田市ガラス工芸館条例の一部を改正する条例の制定について

三田市ガラス工芸館条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 25 年 2 月 19 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市ガラス工芸館条例の一部を改正する条例

三田市ガラス工芸館条例（平成5年三田市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、健康増進」を削る。

第3条第2号を削り、同条第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同条第2号とし、第3条の2第1項ただし書中「、浴室及び室内プールについては午前10時から午後4時まで」を削り、「及びステンドグラス工房」を「、ステンドグラス工房及びキルンワーク工房」に、「午前9時」を「、午前9時」に改め、第3条の3第1号中「。ただし、浴室及び室内プールについては、9月1日から翌年の6月30日までの間、毎週月曜日から金曜日までとする。」を削る。

第14条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第14条の2 工芸館の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせることができる。

2 前項の規定により工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合にあつては、指定管理者は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

(1) 工芸館の利用の許可に関する業務

(2) 工芸館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の徴収に関する業務

(3) 工芸館の施設又は附属設備等の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

3 第1項の規定により前項各号に規定する業務を指定管理者に行わせる場合における第3条の2から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「使用」とあるのは「利用」と、「市長」とある（第13条を除く。）のは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、第3条の2第2項中「変更する」とあるのは「市長の承認を得て変更する」と、第3条の3各号列記以外の部分中「これを変更し」とあるのは「市長の承認を得てこれを変更し」と、第5条第4号中「公益上必要」とあるのは「あらかじめ市長の承認を得て公益上必要」と、第7条中「市長は、規則」とあるのは「指定管理者は、あらかじめ市長の承

認を得て規則」と、第8条中「市長が規則」とあるのは「指定管理者があらかじめ市長の承認を得て規則」と、第9条第2項中「市は」とあるのは「市及び指定管理者は」と、第9条の2中「聴く」とあるのは「市長に対し聴くことを求める」とする。

(利用料金)

第14条の3 前条第1項の規定により工芸館の管理を指定管理者に行わせる場合にあっては、市長は、利用料金を当該指定管理者の収入として收受させることができる。

2 利用料金は、別表に規定する額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

別表基本料金の部施設名の款浴室 室内プールの項を削り、同款ステンドグラス工房の項の次に次のように加える。

キルンワーク工房	9時から10時30分まで	1人につき	550円
	10時30分から12時まで	1人につき	550円
	13時から14時30分まで	1人につき	550円
	14時30分から16時まで	1人につき	550円

別表特別料金の部中「(浴室及び室内プールを除く。)」を削り、同表備考第1項中「又はステンドグラス工房」を「、ステンドグラス工房又はキルンワーク工房」に改める。

付 則

この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、第3条の2第1項ただし書の改正規定（「及びステンドグラス工房」を「、ステンドグラス工房及びキルンワーク工房」に改める部分に限る。）、別表基本料金の部施設名の款にキルンワーク工房の項を加える改正規定及び同表備考第1項の改正規定は公布の日から、第14条の次に2条を加える改正規定は平成26年4月1日から施行する。